

国民健康保険税のお知らせ

○国民健康保険税（国保税）の軽減制度の対象世帯が拡大しました

国保税算定の基礎となる世帯の前年の総所得金額等の合計額が一定の基準以下の場合、所得等に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回、国民健康保険法施行令の改正により、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。7割軽減は変更ありません。

<世帯主と国民健康保険の被保険者全員及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計額>

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
改正前	33万円以下	33万円 + (<u>28万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下	33万円 + (<u>51万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下
改正後		33万円 + (<u>28.5万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下	33万円 + (<u>52万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保だった方です。
なお、基準額を下回っていても所得が未申告の場合には軽減されません。必ず申告してください。

○国保税の期限内の納付をお願いします

普通徴収（納付書による納付）の場合、納期限は7月～翌3月までの月末です。※

国民健康保険は、安心して医療を受けられるよう健康を守ってくれる大切な制度です。健全な運営を支えるため、国保税の納期内納付をお願いいたします。

納付は口座振替が便利です。国保税の納付が困難な場合などには、お早めに税務課収税グループ（窓口5）にご相談ください。

※納期限が休日の場合は翌営業日となります。12月は年末のため異なる場合があります。

○新型コロナウイルス感染症の影響による国保税、介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国保税や介護保険料が減免となる場合があります。

減免の要件としては、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ30%以上減少見込みで、減少する見込みの収入を除く前年の合計所得金額が400万円以下及び（国保税のみの減免の要件として）前年の合計所得金額が1,000万円以下の方が対象となります。

（必要書類は、収入の内容によって異なります。）

詳細については、事前に担当課までご相談ください。



詳細はこちら

【お問合せ】 国保税について 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132
介護保険料について 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎63-1111 内線121